

議事日程(第4号)

令和元年9月13日 午前8時59分開議

- 日程第1 議案第52号 吉賀町障がい者総合支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第53号 大野原運動交流広場の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第54号 動産購入契約の締結について
- 日程第4 議案第55号 吉賀町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第56号 吉賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第57号 吉賀町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第58号 吉賀町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第59号 吉賀町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第60号 吉賀町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第61号 吉賀町ゴミの収集及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第62号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第63号 吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第64号 吉賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第65号 平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第66号 平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第67号 平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第68号 平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第69号 平成31年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第70号 平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第71号 平成31年度吉賀町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第21 発委第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)

- 日程第22 発議第4号 最低賃金の引上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）
日程第23 発議第5号 若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書（案）
日程第24 陳情第9号 九郎原常国 樋ノ谷川の改修工事に関する陳情
日程第25 要望第6号 （仮称）産地化推進支援金制度化の要望書
日程第26 人権擁護委員の推薦の件について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第52号 吉賀町障がい者総合支援センターの指定管理者の指定について
日程第2 議案第53号 大野原運動交流広場の指定管理者の指定について
日程第3 議案第54号 動産購入契約の締結について
日程第4 議案第55号 吉賀町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第56号 吉賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第6 議案第57号 吉賀町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第58号 吉賀町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第59号 吉賀町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第60号 吉賀町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第61号 吉賀町ゴミの収集及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第62号 吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第12 議案第63号 吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第13 議案第64号 吉賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第14 議案第65号 平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第15 議案第66号 平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第16 議案第67号 平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第17 議案第68号 平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）
日程第18 議案第69号 平成31年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第19 議案第70号 平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第20 議案第71号 平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）

- 日程第21 発委第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）
 日程第22 発議第4号 最低賃金の引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）
 日程第23 発議第5号 若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書（案）
 日程第24 陳情第9号 九郎原常国 樋ノ谷川の改修工事に関する陳情
 日程第25 要望第6号 （仮称）産地化推進支援金制度化の要望書
 日程第26 人権擁護委員の推薦の件について

出席議員（12名）

1番 松蔭 茂君	2番 三浦 浩明君
3番 桜下 善博君	4番 桑原 三平君
5番 中田 元君	6番 大多和安一君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 岩本 一巳君	副町長 …………… 赤松 寿志君
教育長 …………… 光長 勉君	教育次長 …………… 大庭 克彦君
総務課長 …………… 野村 幸二君	企画課長 …………… 深川 仁志君
税務住民課長 …………… 齋藤 明久君	保健福祉課長 …………… 永田 英樹君
産業課長 …………… 山本 秀夫君	建設水道課長 …………… 早川 貢一君
柿木地域振興室長 …………… 栩木 昭典君	出納室長 …………… 中林知代枝君

午前8時59分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しております。

すので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程に入る前にお諮りをいたします。

9月10日、先般の一般質問において、1番、松蔭議員から不適切な発言があったので取り消したいという申し出を受けました。けさほど、内容については説明をいたしました。ここでお諮りをします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって、松蔭議員からの発言の一部は、会議録及びCATVから削除することに決定をいたしました。

日程第1. 議案第52号

○議長（安永 友行君） 日程第1、議案第52号吉賀町障がい者総合支援センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案については質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第1、議案第52号吉賀町障がい者総合支援センターの指定管理者の指定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。よろしいです。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第53号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第53号大野原運動交流広場の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第2、議案第53号大野原運動交流広場の指定管理者の指定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第54号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第54号動産購入契約の締結についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 小型動力ポンプ付きの自動車の購入になりますが、現在、最近導入された同様の自動車につきまして、小型ポンプをおろすときにちょっと工夫しないと架台から外れにくいような構造になっています。そこら辺の改善等について、請け負われる会社からの提案等があればお願いしたいと思うのと、ない場合でも現場で素早く安定した形でポンプをおろすことができる、または、積み込むことができる、そういう構造になるようにやっていくということが大事だと思いますが、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、お答えいたします。

入札時の仕様書の表現を申し上げておきますと、ポンプ積載装置はスライド装置を取りつけ、ポンプを簡単に積みおろしできるようにすることという、こういう表現で入札のほうを執行させていただいております。

今、御意見もございましたので、実際にこれから可決というふうにいただければ、実際に本発注となりますけれども、その部分についてもまた業者さんのほうには申し伝えて、先ほど申し上げた表現がさらによくするようなどころがもしあれば、それはそれで対応していきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それで、実際にできているものとかも確認を町としてやって、この方法をやったらいいいというような手続というのは踏むことができますか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 実際に納品していただく際には、それぞれこちらが示したものが備わっているか、そして、実際にそれが駆動するかどうかというのを点検する。これは納品時の検品というか、そうしたものを通常しております。その際に、今御指摘の部分以外のところでも、もしも多少の、あつてはならんですけれどもふぐあいといいますか、そうしたものがあればすぐに指摘をさせていただいて直していただくというか、そうしたことをしておりますので、御意見いただいた部分についても含めて確認はしていきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 納品のときじゃなくて、その前の段階ですということが大事だということを申し述べております。それと、検品ということで今言われましたけれども、さきの七日市での火災のときに、新品のホースのど真ん中に、折れたところの角じゃなくて真ん中に穴があいておりました。そういうようなこともありますので、製造過程なり何なりも含めてチェックする仕組みというのがあるのかということもあわせてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） チェックの仕組み、大きな流れでいいますと、発注をいたしまして、およそ中間どころ、表現としては中間検査というような格好になりますけれども、そこで行ってチェックをかけさせていただきます。それから、先ほど申し上げたとおり、納品時にまた検査をするというような2回のチェックがあります。

今御指摘いただいたように、仕様書で示しております部分につきましては改めて発注、最初の段階からそれぞれ改めて点検をするというようにしてまいりたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 消防車両はいずれも一緒でございますけど、今回も議決をいただきましたら、まず、御承知のように、消防車両はベースのシャシがあつて、上はほとんど艤装になるわけですから、その艤装の図面を業者側から、受注者側から発注者側に出して、この艤装でいいかどうかという承認の手続をとるわけですので、そこでまず、いわゆる艤装に係る先ほど御指摘のあったような内容の図面を見させていただいて、仕様書にあるような形で対応しているかどうかということを確認して、承認をした上で現場のほうの作業にかかるわけですので、そうした手続でまず前段で希望に沿えるような内容かどうかというのはまずチェックが入れることはできると思います。その後は、今、総務課長が申しあげましたように、工場での中間検査等がございますので、そこでさらにチェックを入れることができるというような流れになりますので、御承知お

きをいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今、11番議員が言われた件ですけど、今、町長あるいは課長のほうから返答がありましたけど、今の可搬式を車両からおろす。現在も町内に何台もあるわけですが、今実際の今町長が言われたように図面を見ると、図面で見てなかなかわからんと思うんですが、現実にある町内の11番議員が言われたような実際の車があるので、それを図面でなしに実際にやってみて、例えば、11番議員と一緒に見てもらうて、ここはこういうふうにしたらいんじゃないかというところを実際現地で見ながらやるのが一番いいんじゃないかと思います。その辺はいかがですか。図面ではなかなかわからんと思いますが、実際の現物があるので、そのほうを確認するほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 入札で一定の内容を示した上でこれまで入札手続等を進めておりますので、その範囲内ということが基本になるかなと思いますけれども、そこで業者さんと私どものほうでできる限りそうした御意見のところについては注意しながら、配慮しながら進めていきたいと思います。

それで、今、おっしゃられたように、図面だけじゃなくて現物を見ながらということもまた、そうしたことも入れながら積載車の購入事業については進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、議案第54号動産購入契約の締結についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第55号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第55号吉賀町職員の分限に関する手続及び効果に関する

る条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、議案第55号吉賀町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第5 議案第56号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第56号吉賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ここでいいますフルタイムで任用する予定の人数並びにパートタイムで任用する予定の人数、最初、資料でも現在、会計年度任用職員に移行する人数、179名でしたか、示されておりますが、パートタイムかフルタイムかという点での質問です。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今、計画と申しますか、予定をしておりますのはフルタイムでの雇用については行わないという考え方です。したがって、パートタイムでの雇用ということで今実際に業務を進めておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ありがとうございます。それで、今度、報酬についてですけれども、これでいきますと1級、2級というような形での説明もされておりますが、実際に今の報酬と比べて上がることになるのか、下がることになるのか、期末手当を除いてと、それから期末手当を入れた場合と、それぞれでお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 新しい制度に変わったときの額ということだろうと思います。基本的な考え方については全員協議会でお示したとおり、現行の労働条件といえますか、その中にいわゆる額も含まれると思っただけであればと思いますけれども、現行の額をそのまま新制度の中に盛り込ませるといふ、こういう考え方であります。したがって、下がるということはずなないという考え方で今業務を進めているというところです。

加えて申し上げますと、今度の新しい制度については、いわゆるその方のそれまでの勤務実績であったり、経験年数も極力考慮してもいいよという、こうした制度にもなっておりますので、そうしたことから考えますと、先ほど申し上げたように、まず下がることはない、上がるという要素のほうが高いのかなと思います。

それから、加えて、期末手当が加わってまいりますので、総額で申しあげても上がるというふうに御理解いただければというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 12条で給料の端数処理という項目がありますが、12条の後段に、当該額に50銭未満の端数処理というか、ここにあります。いわゆる1円未満のもので50銭未満は切り捨て、それで50銭以上は1円に切り上げるという条項がございますが、人事院のあれを私、詳しく調べておりませんのでわかりませんが、これは全て1円未満を切り捨てるという方向にしたのではまずいわけですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） この条文につきましては、職員の給与条例に準ずるという形になっております。さらに申し上げますと、その職員の給与条例でこのような内容が既に設けられておるんですけども、そのもとを申し上げますと、これは労働基準法に規定されている取り扱いからここに来ていふというふうに御理解いただければと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） パートタイムで勤務されて、給与は職員の給与に準ずるといふことなんですけど、冬のボーナスとかそういったものを計算するときに、給与の基本給はどういうふうなあれで計算するんですか。今、職員だったら何号給の何号とかいうのがあると思うんですけど、パートの方のそういうのは職員のあれで1.65とか、そういった倍率になるのか、それとプラス給与は今までよりも人件費は上がると思うんですけど、何%ぐらいに上がるのか、もしわかれば。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） パートタイムの期末手当の額の考え方ということで（「計算方法で

す」と呼ぶ者あり) お答えをしたいと思います。

条文で申し上げますと、その部分につきましては第21条に規定をされておるところです。文字どおりパートタイム、勤務時間がさまざまあつたりします。そうすると、どのように計算するのかというのは第21条の第1項、2項、3項というところで書かれております。ごく簡単に申し上げますと、第21条第1項の後段に書いてありますけれども、その方の平均給与額を求めて、それに率を乗ずる、掛けるということで期末手当の額を算出するという、こういう計算式になります。率そのものはフルタイム、パートタイム、これは変わりはございませんので、第21条の規定を用いて計算して、そしてお支払いをするという、こういうことになってまいります。

○議長(安永 友行君) ほかにありませんか。8番、大庭議員。

○議員(8番 大庭 澄人君) 任用職員制度で採用した場合の全体の給与がどのぐらい上がるかということはまだお答えになっていないので、そこら辺はもしわかればでよろしいんですけど。

○議長(安永 友行君) 野村総務課長。

○総務課長(野村 幸二君) 会計年度任用職員制度に移行したときに、かかるいわゆる人件費がいかほど変わるというか、どれほどふえるのかというところかと思っておりますけれども、その部分につきましては、8月30日の全員協議会の資料ですけれども、その中の別紙6としてお示しをしておるところです。こちらのほうに、新しい制度に切りかわると、報酬部分であったり、期末手当の部分などがどのようにふえるか。これはあくまでもこの時点での試算ということなので、これからまた数字については増減がかかる部分もあろうかと思っておりますけれども、数字を大きく見ていただくというところではいきますと、お示しをした金額が増額になってくるというところで見ただければと思います。

○議長(安永 友行君) 4番、桑原議員。

○議員(4番 桑原 三平君) この条例に対する直接的な質問ではなく、直接というか、ただ、これを施行するに当たり、いろいろ施行規則等で細かいところは決めるんだろうと思いますが、実際、任用職員の管理的な問題について、そこにあるいは正職の管理者、そういった方がいない職場もあると思いますが、そうしたときの評価とか、勤務体系の実際の本当の評価について、どのような今から対応していくかという考えについてちょっと聞きたいんですが。

○議長(安永 友行君) 野村総務課長。

○総務課長(野村 幸二君) まさに今御指摘のあつた部分につきましては、当然、新しい制度に切りかわると、そうした業務といいますか、作業が必要になってまいります。現時点でやり方というか、そうしたものはっきり申し上げるところまではまだ正直行ってないところですが、実際に例えば別の事業所というか、例を申し上げますと、例えば給食調理場とか、それぞれ現場があるようなところでお勤めの方については、あくまでもこれは事務方としての考え方で

すけれども、定期的な面談とかそうしたものであったり、恐らく、それぞれの業務の中で月に1回だとか、何月に1回だとかいう形で業務の連絡会議とか、ミーティングとか、名前はいろいろあると思いますけれども、そうしたことも行われているというふうに思っていますので、そうしたものを重ね合わせて状況については把握をしていくということになるんだろうというふうには思っております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 会計年度任用職員は補助的な業務ということでやっていただくという説明だったんですが、今の調理師さんとかそういう技能的な方は別として、例えば、本庁なりで事務補助的な形で会計年度任用職員と呼ばれる方を雇用した際に、正職員が極端なことをいうと60で定年に達するということがありますが、それらの正職員の場合はちゃんと試験を受けて採用されると思いますが、会計年度任用職員の場合にそのような厳しい試験も受けずにずると長いこと、要するに、公務員試験を受けなくても役場の職員みたいな形でここにおるというような状態が生まれるということはないと考えてよろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） まず、現状のことで申し上げますと、役場のほうで、現状の呼び方でいきますと臨時職員さんとか嘱託職員さんという呼び方をしておりますけれども、そうした方々の雇用につきましては、当然、選考試験というものを行って雇用する、これが原則であります。そうした上で雇用をさせていただくというふうにしております。その考え方というか、やり方自体は新しい制度になっても変わりませんので、一定の試験と選考を経た上での雇用というのは新しい制度でも行うという考え方をしております。

それから、実際に今度は雇用された後の話なんですけれども、その運用については、これも事務方のほうで今いろいろと考えておるところです。一旦雇用されると、本人が雇用の更新を申し出られて、そして、こちらのほうもそれに向けて了解の旨を出せばそのまま更新が継続されるというところ、ここについて、そのままずっと続けるのかどうなのかというのは今事務方のほうで協議をしておるところですので、そこら辺も今ははっきりとは申し上げることはできませんけれども、そうした部分についても、いわゆる課題認識というか、そうしたものは持つておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今に関連のあることであれですが、今の臨時職員さんにしても嘱託職員さんにしてもよくあることなんです、例えば、正職員さんが新しく入られる。今の臨時さんとか嘱託職員さん、同じ職場に何年もおられると、どちらかという、そのほうが主になってしまって、若い人が押し出されておるような感じのところ、役場の職員が全部というわけじゃ

ないんですけど、私もあっちこっちに勤めておりますが、そういう経験を受けておりますので、できれば今の職員さんは2年、3年と長くいくと、正職員さんよりも同じことをやっておれば恐らくプロになってくると思われるので、その辺の年数的なところも、担当課ばかりでなしに、全体で職員の配置ということも考えていくべきではないかと思いますが、プロになってくれることは職場としてはいいかもしれませんが、職員さんのほうはなかなかやりづらいというような現象も出てくるが多々あるかと思いますが、その辺の考えはいかがですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 実際にそうした状況というのは想像できなくもない話です。この制度そのもののところ、そもそも論になって恐縮ですが、会計年度任用職員さんをお願いする業務というのが補助的な業務、あるいは、もう少し進んである程度の知識を用いて、技術を用いてやられる業務というのが最初の入りです。なので、逆に言い方を変えますと、例えば、予算をつくる、あるいは、政策を立案するというふうなそうしたところの業務を会計年度任用職員さんには、基本的にはそういった部分は会計年度任用職員さんの業務には当たらないという、これがそもそもの制度のつくりになっておるところです。ですが、今、議員さんがおっしゃられたように、年数を重ねればさまざまレベルもアップされるということなので、それはある意味、組織としては幾らか活用できる部分もあるんだらうというふうには思っています。

人事全体の話で申し上げますと、いわゆる正規職員さん、それから会計年度任用職員さん、そうした制度を適切に用いながら、組織全体のレベルアップというのを意識してつくっていかないといけないんだらうというふうに考えております。少し回答としてどうかなと思いますけれども、そういうふうに今考えて作業を進めておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 条文ではいろいろ書いてあるんですが、今の臨時の職員、嘱託の職員と、それから今度、会計年度任用職員の制度が入ってからの職員、人間は同じなんですけれども、何が変わるのか。ちょっとそこら辺を、いわゆる処遇、待遇、そういう面での変わるどころについて、もう一度御説明ください。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 8月30日の全員協議会でお示しした資料として別紙1の2というものがございます。ここの中で、現在の今の雇用の形、状況、それから新しい制度に変わったときの状況、そこを書きあらわしておるところです。端的に申し上げますと、その方の給料の考え方が変わってくるということです。その考え方をさらに見ていきますと、一つには、職員に準ずる、すなわち、基本ベースとしての考え方ですけれども、給料表がベースになってくるとのこと、それからもう一つは、期末手当を支給することができるという、こういうことが大きく変わ

ります。それから、身分というふうな部分で申し上げますと、服務規程が適用となるというふうなところ——従前を申し上げますと、そのところが適用される部分と適用されない方、こうした部分があったんですけれども、今度の新しい制度上では、会計年度任用職員さんで雇用いたしますと、服務規程がここに入ってくるというようなところ、それから、これまでも質問をいただきましたけれども、人事評価の対象となってくるという、大きくはここが変更点になるのかなというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 給料表がベースになるということでお聞きをいたしますけれども、それでは、例えば、今のわかりやすい点でいうと、公民館主事さんの場合、今勤めておられる方が来年も引き続きというふうになった場合ですけれども、給料表のどこの何になるのかお示してください。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今の考え方というか、全員協議会でお示した資料、これは今度は別紙の5としてお示しをしておるところになりますけれども、今、例として挙げられた公民館主事さんのケースでいきますと、1級の28号というところに入ってくるであろうというふうに今考えております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ありがとうございます。それで、そこになるんですが、そこを上限にしていると。ですから、フルタイムの人の場合でしたら、何ぼか上がっていくようなイメージを持つんですけれども、実際には1級の28号を上限にして、それ以上は上がらないということになっていると思いますけれども、しかしながら、一方で、職員の給与は、この間見ている範囲では少しずつではありますが、上げられています。そういう点から、会計年度任用職員は上げなくていいのかと、そういうところも、少なくとも一般の職員の定期昇給はあるわけですから、だけれども、会計年度任用職員は何年勤めても、経験を積んでより仕事ができるようになっても上がっていかないということにはちょっと問題があるんじゃないかと考えますが、上げるということについての上限額をここで決めてしまうのではなく、上のほうに設定をするということはいえますか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 上限を設定する考え方、これは基本的に設定をするということで中身については今つくっておるところです。それで、実際に1級の28号、資料で申し上げますと8,842円という、こういう数字を記載させていただいていますけれども、給料表がベースになってまいりますので、いわゆる給与改定があって給料そのものが変われば、この金額について

もそれに応じて金額自体は上がってくるということなので、決して今記載している金額、この金額が固定されているということでもないというふうに見ていただければというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 今の御質問ですけれども、会計年度任用職員の制度そのものが昇給という概念はありませんので、上限額を定めて、そこまで行ったらもう終わりという、これがもう制度の基本になっていますので、ちょっとそこは職員とは違うんですけれども、ベースアップの分は当然上がっていきますけれども、昇給ということについては考慮がされていないというのがこの制度の仕組みでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。ある。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、休暇のことでお聞きをいたします。

今度、会計年度任用職員がとることのできる有給休暇と、それと通常とることのできる有給休暇は最初6日間だというふうに認識をしておりますけれども、それが勤務年数に応じて上がっていくと思っておりますけれども、その部分と、例えば、そのほかの有給の休暇についてどのようになっているか、もう一度お願いします。

○議長（安永 友行君） ちょっと調査をしたいそうですので、ちょっと早いんですが、ここで10分間休憩します。

午前9時47分休憩

.....

午前10時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁が残っております。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 大変失礼いたしました。新制度における休暇についてということでお答えいたします。

基本的な考え方といたしましては、現在付与されている休暇、それはそのまま新制度においても付与されるということでございます。

休暇の中身ですけれども、いわゆる年次有給休暇、それから病気休暇、それから特別休暇というものがございます。特別休暇には、例えば、生理休暇であったり、忌引休暇、そうしたものが含まれておるところです。先ほど申し上げたとおり、現行の休暇、付与されている休暇につきましては新制度においても同様の取り扱いをしていくという、こういう考え方をいたしております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 期末手当の関係でお聞きしますが、現状の嘱託職員ですから、

通常16日勤務される方、ないしは18日で1日当たりが7時間という方々については期末手当の対象となると思いますが、それよりも、職員の4分の3に満たない人たちの期末手当というのはどのようになるのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 期末手当の考え方ですけれども、これも事前に総務省といたしますか、国からも基本的な考え方は示されておりますけれども、それを新制度において用いようと思えます。その中身ですが、週に2日未満の勤務時間が設定されているという、こうした方々については期末手当は支給しないというふうな考え方を今しておるところです。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今、既存に働いておられるパートとかフルタイムとかおられると思うんですけど、その方が会計年度任用職員になられるだけであって、新たに違う職種を設けるというようなことはないのかという、それはないと理解していいのかということと、それと、あと、退職手当が出るのが月に18日以上ある人が引き続き6カ月間、18日以上継続したら退職手当が出るという、1年であっても退職手当が計算して出るという、そういうことなんですか。その辺を2点。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） まず、1つ目の御質問です。基本的に来年の4月からの新制度におきましては、いろいろな職種がありますけれども、その職種に応じてあるべきところでの身分を持つということになります。恐らく、会計年度任用職員という形での雇用が大半だろうとは考えております。といいますのは、それ以外のところで身分を持つとすると、特別職の非常勤職員か、それか臨時的任用職員というところでしか身分の置きどころはないという、制度上はそういうことになるので、会計年度任用職員という身分の中で職種が何がしかの職種というような雇用の方法になるということになろうかと思えます。

それから、2つ目の退職手当です。これも実際に勤務状況によってその対象となるか、ならないかというところが発生してくるということですが、基本的にはフルタイムといたしますか、常勤職員と同様な勤務時間というか、そうした方々がそうした対象となる可能性がある。今、作業を進めておりますパートタイム職員で現行の勤務条件をそのまま移行させるというのは基本的な考え方ですけれども、その中の考え方では退職手当の支給の該当になる方はおられないというような整理を今いたしております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 毎年更新されるということで、1年でやめられても退職手当は、職員の退職手当、今現在の職員さんの退職手当の基準に準じて計算されるのか、そこら辺と、そ

れと、今の既存の職種、そのままだけでほかに設けることはないだろうと。私が質問したのはなぜかという、いろいろ役場の職員は人数が多いからという、合併してもあんまり効果がないとか何とか、そういう批判はあると思うんですけど、そこら辺で今、再任用職員という形で正規の職員はふやしていないけど、実質、人数はある程度おられると、そういった懸念が生まれるのではないかということで質問したんですけど、そういうことはないという理解でよろしいのか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 新たな職種があるかないかですけれども、これにつきましては、今も現時点でさまざまな職種で嘱託職員、臨時職員さんを雇用いたしております。恐らく、必要であれば、これまで聞いたことのないというか、新しい職種がまた来年度以降、それは可能性としてはあり得るというふうに考えております。

それから、再任用職員のことが出ました。この制度につきましては、いわゆる常勤職員が定年で一旦退職をし、そして、それが一旦退職をするんですけれども、その後にもた雇用をするという制度で、お聞きになられたことがあるかもしれませんが、この部分につきましては、一つの理由といたしましては、年金の支給の関係で、これが段階的に65歳というのが今の流れとしてあるわけなんですけれども、そこまでのところで60歳で退職すれば、65歳から年金が支給されるとすれば、5年間ほど、さて、どうなのかというような、そうしたところ、そうした理由からもこの制度が設けられたということもあります。それからもう一つ、先ほども質問がありましたけれども、再任用制度であったり、それから会計年度任用職員制度、来年4月の導入ですけれども、公務員の雇用形態、さまざまな制度があります。それぞれやるべき業務等に応じた雇用の方法をとっていく必要があるんだろうと思います。それぞれの制度がそれぞれの理由と申しますか、目的と申しますか、そうしたものがあってのそういう制度ですので、そこら辺は効率的と申しますか、制度を活用していきたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この条例は上級法の改正ですので、中身についていろいろ言うことはないんですが、何年か前に公民館の主事のことで期待権とかを持ち出されて裁判になったことがありますけど、先ほどの課長の答弁の中で少し理解ができなかったところがありますので再度質問しますが、この制度を運用する側として、毎年公募をかけて試験をしてまたゼロからやり直すということに間違いはないのかということをお聞きしておきます。と申しますのは、今までのやり方が、一度雇用したらずっとそのまま、実情はわかりませんが、試験も何もしないで継続になっておって、突如雇用が解雇されたからああいう裁判になったんだと思いますけど、そういうことがないように、この制度の遵守をきちんとされる、そういう仕組みをつくるべきだと思いますけど、その辺のところも御答弁をお願いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 先ほど私が申し上げた部分、ちょっと不明確な部分があったかと思っています。今回、会計年度任用職員制度が設けられた理由の一つとして、今、議員さんがおっしゃられた部分、そうした指摘も実際にあったわけです。雇用が漫然と繰り返された。そして、ある日、突然、その雇用の打ち切りというか、そうしたのが当町のみならず——当町がどうであったかというのは私は細かくは知り得ないのであれですけども、全国的にもそうした形態があったというようなところ、つけ加えますと、全体の話でいけば、働き方改革とか、そうした流れからこの制度改正というのは来ておるわけなんですけれども、そうした雇用の継続更新、雇用の更新のあり方については、今、我々事務方も一つの課題認識としては持っております。

さて、それで、ここでどうしますというようなところまでは行き着いてはおりませんけれども、そこら辺はきちんと説明できるようなやり方をしていかなければならないということは考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） ちょっと補足をさせていただきます。全員協議会の資料の12ページを見ていただいたらと思うんですけども、そこに制度の導入についてという図がありますけれども、よろしいでしょうか。右から2段目のところに、下のところに括弧で囲ったところがあるんですが、吹き出しで出ておって、会計年度任用職員のところの吹き出しで出たところ、右から2番目の四角のところです。ここを見ていただくと、募集採用というのがございます。面接や書類選考等を毎年実施すること。全て公募とする必要はないというふうに書かれております。ですので、国の制度とすればこういうことになります。ですので、おのずと同じ人が毎年繰り返させるというような期待権ということ自体が発生をしないということにもなろうかと思えます。

ただ、このことを毎年するのは大変なので、一番下のここにありますが、人事評価の対象となるということが書いてあります。人事評価の結果をもって面接や書類選考のかわりにすることができるというようなことになっています。そういうことで御理解いただいたらと思います。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） そのことは資料をいただいておりますのでわかっておるわけですけど、その人事評価をする方とか、いろいろな継続なら継続でこの人を継続しようとする判断をする組織というのを今まで以上にきちんと誰に説明をしてもわかるような、今までないとは言いませんけど、形骸化しておったんだと思いますよ、当町でも。だから、そのところをきちんとすべきじゃないかというのを質問したわけです。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

ですので、今、議員がおっしゃったとおりだと思います。先日も同じような質問を受けましたけれども、人事考課のあり方がこれから重要になってくるんだろうというふうに思います。ですので、その辺は考課者である担当課長でありましたり、2次考課者は私ですので、その辺も含めて見合わせなり研修なりというのは必要になってくるだろうというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今の人事評価に関して、要は、この項目はこういったことといった規則、そういったものはきちんと決められているのか、それとも評価する人の裁量に任ずるのか、そこら辺がきちんとされていないと、勤務される人も委縮すると思うんですね、人事評価が毎年ありますよと言われると、採用のときも。それで、1年契約なので、来年はないと。そういうようになってきて、人事評価できちんとしたこういうことさえやれば次も採用できるんだというようなあれがないと、裁量権で評価されたのでは仕事をされる人も委縮してなかなかと思うんですけど、そこら辺はどうなんですかね。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 現在、我々、職員なんですけれども、人事考課マニュアルというものを作成いたしましたので、これに基づいて人事考課を行っております。少しばかり中身に触れますと、人事考課の見立てですが、3つの分野について見ていくと。一つは業績評価、それからもう一つが能力考課、そして3つ目が態度考課というような、そうしたカテゴリーといたしますか、分けまして、そこにはまたさらに細分化されたチェック項目といたしますか、点検項目があるわけなんですけれども、それを用いて考課を行っております。

今度、新しく制度導入になりますと、それをそのまま導入するかどうかは、まさにこれも今事務方のほうで検討しておりますところなんですけれども、基本的な考え方としたら今既にそうしたものを採用しておりますので、それをベースに新制度において人事考課を行っていくという、こういうことになろうかと思えます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 別紙6でもらった8月30日の表なんですけれども、令和2年からの見込み額が前年対比で出ていますよね、3,200万円とか、4,700万円、単年度とか。このうち、特別交付とか国庫補助とかいうのがどの程度入るんですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 財源のお話ですけど、今回の制度は、これは全員協議会で申し上げたとおり、国の法律、地方公務員法と地方自治法、改正をされて、いわゆる臨時的任用の適正化を確保するんだということで全国的に取り組まなければならないということで、それにならって今条例の整備をさせていただく。今、事務方のほうが大変なのはまず制度設計、来年の4月1日に合

わせて逆算をして今制度設計をしている。条例を初め、例規の制定が本当にそうなんですけど、もう一つ悩ましいのは財源の問題なんです。示したように、本当に100万円単位ではない、1,000万円を超える財源が必要になっていると。これはおおむねその辺のところは見ておりましたので、我々も町村会というスタンスで総務省なり財務省のほうへ要望をしております。国が国の制度としてやる部分ですから、我々の気持ちとすれば普通交付税でしっかり手当をしてくださいよということで、それなりの御回答といたしますか、検討するというような国からの御答弁もありますが、じゃあ、どのぐらい何を基準にするかということとは現段階では全くありません。ここは、島根県町村会もそうでございますが、全国町村会も含めて要望活動等を――要望活動する筋合いのものかどうかということも懸念はあるんですが、そうしたことで当面のところはやっていくしかございませんので、そこは違うまた次元の話になりますが、しっかり要望活動はしていきたいと思っております。ですから、結論を申し上げますと、財源措置はありませんので、吉賀町の一般財源で全てを賄わなければならないということでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） ということは、まず、今の段階では今から要望段階ということですが、となりますと、人事評価ということが問題になってくると思うんですけども、その辺で人を評価するというのはあれですが、約束事をきちんとここにうたってあるような採用・任用のときにもそうですが、その辺のところをきちんとしていただいて、評価もきちんとしてやっていただかないと、なかなか費用対効果ということになりますと、職場が失われたりするのは大変なことではありますけれども、適材適所、適任をとということも問題になってくると思いますので、その辺のところはしっかりとやってほしいと思いますが、いかがですかね。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

先ほども御答弁したとおりでございますけれども、おっしゃるように、人事評価の中身というのは大事になってくると思います。ですので、先ほどもありましたように、まずは担当課長の目合わせといたしますか、課によって違うということがあってもいけませんし、そういうことがないようにしなきゃいけないということと、それから、評価する項目ですね、その辺のところは若干目合わせなり、基準なりというのもつくっていく必要があるんで、そういった上で判断させていただかなければいけないというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 全協の資料の25ページのことなんですけど、先日もこの説明を受けたんですが、一般業務と、1、2、3、4とありますが、この号給表があるということは、例えば、1の1で1年目にフルタイムで採用されたといたしますね。明くる年も評価もよし、そ

れから、試験をやったら試験を通過して、また2年目も会計年度職員として雇うということになった場合には、号給表があるということは、1の1で入った方は優秀であったら1の2号に行くのか、その上限額がこの表にある1の28までが最高なんだよという考え方なのか。Aさんは例えば今までどこかに勤めておったから1の3号に当てはまる。だったら、3号で1年目に雇われたとしますよね。優秀だったから来年上がっていくんだよというようなことになるのか。普通の職員みたいに号給が長くおればどんどん上がっていくような状況になるのか。その辺のことはどういうふうにお考えなのか。制度的にはどうなっておりますか、会計年度職員の場合。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 考え方は今、議員さんがおっしゃられたとおりです。最初に仮に1の1というところからスタートして、1年たって、そして当然、次の任期の更新というか、雇用の更新ですね、それに至るまでには当然先ほど来話が出ておるような選考といたしますか、本人の意思確認も含めて、面接だったり、面談、人事考課、そうしたものが行われた後の2年目ということになるかと思っておりますけれども、成績を見たときに問題がなければ、それは次のところに行く、上に上がるという考え方です。ですが、上に上がっていきますけれども、ここにお示したとおり、最終的には1の28、ここが上限です。なので、ここまで行きますと、それ以降、仮に雇用が更新されたとしても、それ以上に行くことはないという、こういう制度のつくりということにしております。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 会計年度任用職員制度について、先ほど町長の答弁にもありましたけど、国が決めた制度であり、国が財源を提示してこういう制度をつくるべきであって、いまだ財源は国のあれはないということであるので、町の地方自治の新たな負担を生じることになり、制度自体は内容を見るとなかなかいい内容もあるんですけど、地方自治の財源がなかなか苦しい中でのこういった制度導入は、国が補助金を出さないというあれですので、現時点では反対せざるを得ませんので、反対とします。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、議案第56号吉賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてに対する反対の討論を行います。

そもそも会計年度任用職員の予算のときにも反対討論をさせていただきましたが、同じ理由であります。民間の中では5年勤めれば正規雇用を申し出る制度をつくりながら、公の職場においては何年勤めても非正規で、1年ごとに雇いどめされる。そういう不安を持ちつつ勤めなければならない。しかも、報酬、一定の上限ということで、はっきり言って大変低いままの金額に据え置かれると。そういうものに対して、本来であれば、例えば、先日の公民館の問題で説明もございましたが、本来であれば正規の職員であることが望ましいということも言われているにもかかわらず、正規として置かず非正規のまま置く。こういうことを続けるということに対して、抜本的な改善の方法というのは、国が地方に対していろいろな仕事を向けてくるわけですけれども、先ほどの反対討論にもあったように、その分をしっかりと財源を措置するのは当たり前のことであり、それによって地方は住民サービスを続けることができるというふうに考えております。そういう点では、国の制度上の問題も大きくありますので、この条例の制定については反対せざるを得ないということで、反対の討論といたします。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第5、議案第56号吉賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第57号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第57号吉賀町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、議案第57号吉賀町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第58号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第58号吉賀町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7、議案第58号吉賀町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第59号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第59号吉賀町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を行います。

日程第8、議案第59号吉賀町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第60号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第60号吉賀町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） これは関連のようなことになるんですが、一部を改正する条例とありますが、今、印鑑登録とか各種手数料のほうに入るか——消費税が10月1日から上がりますが、印鑑登録とか、そういうふうな手数料関係というのは変わることはないのでしょうか。どうですか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。

手数料については消費税がかかりませんので、変わることはありません。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 消費税が上がっても手数料が上がることはないということなんですか。わかりました。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第9、議案第60号吉賀町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第61号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第61号吉賀町ゴミの収集及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありますか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） この条例に関して、特に不服があるわけでも何でもないんですが、ゴミの収集についてですが、こうして袋代も若干今の消費税の関係で上がってくるんだろうと思いますが、私がゴミの収集日に時々見かけるんですが、そのことについてよろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中田議員はいつもそういう質問が多いんですが、これに限り許します。

○議員（5番 中田 元君） はい。ゴミの収集について、せっかく袋代が上がるんですが、ゴミの収集日によく残った袋があるんですが、収集箱に、私も、大体あるところは決まっておるんですが、なして残っておるのかというのを見るんですが、そうすると、名前が書いていないのがあるんですよ。どうもそれが残っておるような感じで、それで、せっかくこうして値段も上げるということになれば、先日、外国人の方に外国語を表示するというようなこともありましたけれども、その辺のこともせっかく上がるついでなので、そのようなPRというものかどうかわかりませんが、注意勧告をしっかりとやらないと、収集する人もですし、それからカラス等のたまり場にもなると思いますので、その辺のことをお願いしたいと思ひまして発言しましたので、よろしくをお願いします。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えさせていただきます。

収集しないゴミという部分はいろいろな、名前のないという部分もありますが、中に入っている物の分別が間違えていると、そういったものがあるんだろうというふうに思っています。この辺については周知と放送等でいろいろしているところではありますが、この辺についてもまた定期的に周知をしていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 先般の説明では、消費税のほうが上がるからということ、2%上

がるから20円値上げして1,000円のところを1,020円という説明でしたが、それで間違いはないですか。もしも私の計算間違いでなかったら、今、1,000円のは1.08%を掛けたものが1,000円になるので、それで、今、1,000円を1.08で割り戻して、それに1.1を掛けると1,018円何ぼという形になるんですが、細かいことですが、ちょっとその辺の計算がどうかと思って聞きましたが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えさせていただきます。

この辺につきましては、前回の消費税が5%から8%に上がったとき、これについては1,000円は1,000円のままということで町のほうが手数料といいますか、大体900円でお店に卸しておったわけですが、消費税3%部分を差し引いて897円のような格好で、消費税そのものの値上げ分を町のほうでかぶったといいますか、そういった部分があります。今回は2%上げるということですので、前回の部分もあって、なかなか端数にするということお店にも負担がかかるというような部分がありまして、今回は1,020円、2%そのものを掛けさせていただいて1,020円という単価にさせていただきました。これは益田管内どこも前回3%上がったときには定価を変えておりませんで、そういった措置をとるわけですが、今回は20円ずつの値上げということで同調しているというところであります。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今説明されたこと、意味がようわからんのですが、前回5%から8%に上げたときにそういうのを1,000円にして、町がそれをかぶっておったんだが、今回は一応益田管内全部そうだし、1,020円にしたということなんですか。その辺がきちんとした説明を簡潔でいいですから、前回の云々は結構ですからお願いします。わかりやすく。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 濟いけません。議員がおっしゃったとおり、前回は3%の値上げを行いませんでした。消費者の皆さんに対してです。今回は2%を含めて1,020円にさせていただいたということであります。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ちょっと確認ですけれども、原因が消費税を上げるということで、先ほどの質疑にもあったようにですけれども、税抜きの価格として設定しているのは、例えば、第5条第1項1号アでいう1,000円とありますけれども、税抜きの価格としていたのは幾らでしたか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 話がちょっとややこしいんですが、消費税が5%のときは

900円で卸しておりました。100円ほどの手数料といたしますか、消費税込みが100円なんです、5%のときは900円で各小売店のほうに卸しておりました。それに5%上乘せで1,000円にさせていただくという措置です。8%のときにはそこで100円差がありますので、消費税3%上がった部分を引いて、残り100円の差で卸しておりました。今は持っていないですが、890何円かと思うんですが、そういった格好で卸しておりました。今回については1,020円にして条例が通りましたらまた900円で小売店のほうに卸したいと、そういうことで今お願いをしているところであります。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となっております吉賀町ゴミの収集及び処分に関する条例の一部を改正する条例ということで、これは今1,000円のを1,020円に上げるなどの措置がされるわけでありますが、ゴミ袋を購入する側にとっては負担がふえるということでありまして。そして、もう一方では、ゴミ袋を取り扱う人たちの販売をする方々の手数料の問題も発生をするということについては理解をいたします。

しかしながら、手数料の部分については補償をしつつ、一般のゴミ袋を購入される方の支出はない形での取り組みをするべきというふうに考え、この条例に対する反対の討論といたします。

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第10、議案第61号吉賀町ゴミの収集及び処分に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第62号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第62号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第11、議案第62号吉賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第63号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第63号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 参考資料の40ページに改正後の案が書いてありますが、この中で、指定都市の長が行う研修を修了した者でなければならない。その前に都道府県の知事が書いてありますが、当町の支援員はこの研修修了者になっておりますか。どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

今現在、吉賀町の嘱託職員の指導員ということで配置をしておる指導員につきましては、島根県が実施をしております研修を受講していただいております。臨時職員という形で対応する場についてはまだ受講はいたしてはおりませんが、嘱託職員については受講しております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） そうすると、今まではそれでいいんですけど、今後、改正後はどのような扱いになるわけですか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） この改正によりまして、いわゆる政令指定都市もこういった指導員を対象にした研修が開催できるということになりましたので、島根県は年間3回、会場を変えて実施をしております。例えば、それを受講できなかった場合、他の政令指定都市が開催をするそういった研修会に参加をして、早期にそういった指導員の資格を確保するような形になってくるのではないかとこのように思います。（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 要は、上位法でそういった形で政令指定都市もできるという形になりましたので、今回はそれを追加させていただいたということですので、基本的には現行の対応という、県の実施する研修を受けていくというような形になるかというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） ですので、改正後に雇用される支援員の方は、全員の方が県なり政令指定都市の研修を受けた方ということになるわけなんですか。どうなんですか。研修を受けなくても雇用はできると解釈していいんですか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 基本的には雇用して、こういった研修を受講されていない場合は直ちに受けていただき、指導員の業務についていただくということになります。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） これは先走った質問になるかもわかりませんが、その際に、支援員になりたいという方は個人でその研修を受けられるのか、あるいは、町として何がしかの支援をして研修を受けられるようにするのか。多分そんなに支援員の方も多くおられるわけではないと思いますので、何らかの町としての支援をしないと、なかなかきちんとした研修を受けた方が支援員になるという状況ではないと思いますので、その辺のところの町のことを少しお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） ちょっと確認したい事項だそうでした、ここで10分間休憩します。

午前11時00分休憩

.....

午前11時08分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁が残っております。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 大変失礼いたしました。お答えをいたします。

放課後児童クラブの指導員の研修に関しましては、全て、受講費用、それから会場への旅費等についても、町のほうで負担をして受講していただいております。

それで、済みません、先ほどの答弁で、採用後直ちにということを申し上げたんですけれども、一応、支援員については受講をするに当たっての要件がございますので、その要件を満たした段階で、直ちに受講をしていただくということでございます。保育士等の資格を持っている方については、直ちに受講ができるんですが、実務経験とかその部分がございますので、そういったところをクリアした段階で受けていただいております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第12、議案第63号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第64号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第64号吉賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第13、議案第64号吉賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第65号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第65号平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第14、議案第65号平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第66号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第66号平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第15、議案第66号平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第67号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第67号平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第16、議案第67号平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第68号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第68号平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第17、議案第68号平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 議案第69号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第69号平成31年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第18、議案第69号平成31年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19. 議案第70号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第70号平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

いですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第19、議案第70号平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第20、議案第71号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第71号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 11ページの一番下の映画「高津川」広報活動負担金ということで、法令外負担金とありますが、この映画について、せっかく高津川の、この間、一般質問でしたが、きれいな川ということで宣伝はされておりますけれども、実際どうか、よくわかりませんが、この負担金を出して、町内の方がこの映画をどのように鑑賞できるかということなんですが、例えば、ここの基幹集落センターとか、柿木のふれあいサロンとか——ふれあいサロンじゃない、ふれあい会館ですか、ああいうふうなところでも、できれば鑑賞できるような場をつくれるかどうか、そのようなことも企画していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

現在、ここに計上しております負担金は、11月下旬に公開される時に合わせて、のぼりやミニのぼり、マグネットシート、横断幕等々を作成する経費、いわゆるPR経費を3市町で負担するものでございます。

先ほど、その関連で質問がありました映画のPRですが、現在、町内各所にポスターを貼っておりますが、ただいま、映画「高津川」の制作協力券というのを販売しております。で、特別先

行試写会をこの22日、六日市体育館で行う予定になっておりますので、いろいろと、今、御案内をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 13ページの委託料です。654万8,000円です。その補正の理由は为什么呢。来年、新しい施設になって、9月から来年3月いっぱいまでの追加ということによろしいんでしょうか。

それと、資料の24ページ、これは直に関係ないと言えば関係ない。この予算に関係あるかと言えば、ないかもわかりませんが、令和2年度から指定管理料が倍増をしているわけです。施設が大きくなったというのは、それは理解できるわけですけど、主なものとして、どのようなことで倍増したのかということをお聞きして、少し説明をしてください。基準があるはずですので、その計算としてこうなったということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

委託料につきましては、先ほど、新たな施設の指定管理者ということで議決をいただきました部分の、10月から来年の3月までの指定管理料でございます。

内容につきましては、新設された障がい者総合支援センターを運営していただくための必要な経費ということで、年間で申しますと、24ページのところで、1,309万5,500円ということで、これが1年分でございます。そのうちの半年分ということで、654万7,750円ということで、今回、委託料ということで計上させていただいております。

増加しました主な要因といたしましては、まず施設自体が大きくなったといったところから、光熱水費等々もかさんでくるだろうという部分。こちらにつきましては、実績のほうはございませんので、一応設計士のほうに依頼をいたしまして、既存の設備等々からの試算というような形で計上させておるところでございます。

ただ、今後、実績等々が確定してまいりますので、そういったところから指定期間については、2年半というような形の短期のものにさせていただいております。

それで、そのほかの要因といたしましては、主には人件費部分でございます。そちらのほうのところで、まず、地域活動支援センターに対応していただく職員分、2名分ですけれども、これまでは臨時職員等々で対応できる部分もございましたけれども、施設規模等々が拡大し、これまで利用について制限をかけておられた方につきましては、制限なしに利用していただくために、3障がいを持った方が一斉に利用されるというようなところで、そういった部分について専門的な対応が必要というようなところから、ある程度経験年数を有した方の配置が必要であろうとい

う部分について、その部分を人件費で見ている部分と、それとあと、これまで旧施設において給食業務、こちらについては、ボランティアで給食のほう、調理を対応していただいていたというところがございます。

ただ、その部分につきまして、施設も大きくなり、先ほど申し上げましたとおり、1日当たりの利用者の方もふえてくるというようなところから、ボランティア対応というような部分については限界があるだろうというようなところから、やはりきちっとした調理員を配置していかなければならないというようなところ、そういったところで、新たに人員基準のほうの見直しをさせていただきまして、配置をさせていただき、今回増額となっておりますところがございます。そういった部分が非常に大きな要因と言えるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今、課長の説明の中で、指定管理料の中に人件費が含まれているという説明だったんですけど、ほかの指定管理に出している施設の中で、人件費が含まれている施設というのは、吉賀町に指定管理施設というのはあるわけですか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

逆にないのが、ちょっと今思いつかんぐらいで、全てに入っています。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第20、議案第71号平成31年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21. 発委第2号

○議長（安永 友行君） 日程第21、発委第2号新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

を議題とします。

提出者の説明を求めます。6番、大多和議会運営委員長。

○議会運営委員長（大多和安一君） お手元にお配りしました案に基づいて、読み上げて提案にかえます。

発委第2号、令和元年9月13日、吉賀町議会議長安永友行様、提出者、議会運営委員会委員長大多和安一。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び吉賀町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

理由、現行の過疎地域自立促進特別措置法が、令和3年3月末をもって失効することに伴い、新たな過疎対策法の制定を求める必要があるため。

裏をおめぐりください。新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃やたび重なる豪雨、地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料、水、エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は、国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。令和元年9月13日、島根県鹿足郡吉

賀町議会。提出先は、衆参両院議長と内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣です。

以上です。どうかよろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） それでは、発委者の委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑はこれで終わります。
これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第21、発委第2号新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、発議第4号

○議長（安永 友行君） 日程第22、発議第4号最低賃金の引上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）を議題とします。

本案については、経済常任委員会の報告を求めます。5番、中田経済常任委員長。

○経済常任委員長（中田 元君） それでは、常任委員会の報告をいたします。

令和元年9月12日、吉賀町議会議長安永友行様、提出者、経済常任委員会委員長中田元。委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、事件の番号、発議第4号、件名、最低賃金の引上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）、審査年月日、令和元年9月12日。3、審査結果、否決。賛成少数と決しました。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。

委員長報告が否決でございますので、原案に対しての討論をいたします。原案に対しての賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 原案に対しての反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第22、発議第4号最低賃金の引上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）を採決します。この発議に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

日程第22、発議第4号最低賃金の引上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）について、賛成の方の挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、本案は否決されました。

日程第23. 発議第5号

○議長（安永 友行君） 日程第23、発議第5号若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書（案）を議題とします。

本案については、総務常任委員会の報告を求めます。3番、桜下総務常任委員長。

○総務常任委員長（桜下 善博君） それでは、委員会審査報告書を読み上げまして、報告にかえさせていただきます。

令和元年9月11日、吉賀町議会議長安永友行様、総務常任委員会委員長桜下善博。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、事件の番号、発議第5号、件名、若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書（案）。2、審査年月日、令和元年9月11日。3、審査結果、賛成多数で可決と決しました。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは、本案については、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第23、発議第5号若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書（案）を採決します。この発議に対する委員長の報告は原案可決です。この発議は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、陳情第9号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第24、陳情第9号九郎原常国 樋ノ谷川の改修工事に関する陳情を議題とします。

本案について、経済常任委員会の報告を求めます。5番、中田経済常任委員長。

○経済常任委員長（中田 元君） それでは報告いたします。

令和元年9月12日、吉賀町議会議長安永友行様、経済常任委員会委員長中田元。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。1、受理番号、第108号、陳情第9号、件名、九郎原常国 樋ノ谷川の改修工事に関する陳情。2、審査年月日、令和元年9月12日。3、審査結果、採択（全員賛成）と決した。4、意見、改修工事の早期着工は困難であるが、土砂の堆積及び立木の除去は早急に行うこと。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、委員長に対しての質疑を許しますので、質疑はありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） この報告書の意見の欄ですが、改修工事の早期着工は困難であるという判断をされておりますが、どのように判断したのか、どなたが判断されたんですか。

○議長（安永 友行君） 5番、中田委員長。

○経済常任委員長（中田 元君） 現地調査を行いました。経済委員全員で行きました。建設課長のほうにも同行をお願いいたしました。

この改修工事ということに関する陳情ということで、現地を見た限りですが、主に堆積とそれから立木の関係が主だというふうに我々委員は感じました。改修工事ということになると、樋ノ谷川の奥部は、中国縦貫道より奥の部分に堤防というか、あれがあるわけですが、その上のほうがもう谷というよりも、ずっと石ころというか、そういうふうなところになるからということで、このことに関しては、早期着工は困難であるというふうに全員で決定したということでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） この早期着工というのは、住民は早期着工を望んでいるのであって、困難だと判断するのは、それを施工するのに、その担当する課なり、設計士等が判断することではないかと思っておりますので、私は、議会が困難だと判断するのは、ちょっと筋違いじゃないかと思ったわけでございますが。

○議長（安永 友行君） 5番、中田経済常任委員長。

○経済常任委員長（中田 元君） 立会に自治会長と住民の方もおられまして、私も一緒にお話ししまして、河川の周囲の擁壁というか、石積みがきれいで、今、改修に必要なかろうという話を、自治会の会長ともお話ししまして、そういうような結論に達したわけでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第24、陳情第9号九郎原常国 樋ノ谷川の改修工事に関する陳情を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、この陳情は採択とすることに決定をされました。

日程第25、要望第6号

○議長（安永 友行君） 日程第25、要望第6号（仮称）産地化推進支援金制度化の要望書を議

題とします。

本案について、経済常任委員会の報告を求めます。5番、中田経済常任委員長。

○経済常任委員長（中田 元君） 報告いたします。

令和元年9月12日、吉賀町議会議長安永友行様、経済常任委員会委員長中田元。

要望審査報告書。

本委員会に付託された要望を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記。1、受理番号、第122号、要望第6号、件名、（仮称）産地化推進支援金制度化の要望書。2、審査年月日、令和元年9月12日。3、審査結果、採択（賛成多数）と決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（安永 友行君） それではここで、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第25、要望第6号（仮称）産地化推進支援金制度化の要望書を採決します。この要望に対する委員長の報告は採択です。この要望は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、この要望は採択とすることに決定されました。

日程第26. 人権擁護委員の推薦の件について

○議長（安永 友行君） 日程第26、人権擁護委員の推薦の件についてを議題とします。

このたびお手元に配付したとおり、米本靖彦氏を候補者として推薦したいとして、意見を求められておりますので、答申案の朗読については省略をいたしますが、ここで、お諮りをします。本件は、お手元の答申案のとおり、意見を付して答申したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。

日程第26、人権擁護委員の推薦の件については、お手元の答申案のとおり、意見を付して答申することに決定をいたしました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、本日はこれで散会をします。御苦勞でございました。

午前11時53分散会
